

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に対する 武蔵野市の対応

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、①断らない相談支援、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施する事業が創設されたが、本市の現状としては、高齢介護、生活困窮者自立支援制度、障害者総合支援法における相談支援制度を構築し、地域子ども・子育て支援事業における子育て世代包括支援センター等が検討されている。

- また、第3期健康福祉総合計画（平成30(2018)年度～令和5(2023)年度）においても、「相談支援体制の充実とネットワークの強化」を掲げ健康福祉部以外の分野との複合的・分野横断的な課題を解決するために、武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会（以下「本委員会」という。）を設置している。
- ただし、8050問題等は当事者からの声がなかなか市に届かないことから、本市における現状を把握するため令和元年度に実施した7つの実態調査のうち、3つの調査において、市独自の設問を追加し、実態の把握を図った。
- 次期計画期間においては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、本委員会等の本市ならではの取組みを整理し、適切な支援方法を検討する。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- 資料6の論点⑥において、認知症の人への支援体制の整備や地域社会における共生について触れているところ。策定委員会でのご意見を踏まえ、計画に記載する。
- 他分野との連携としては、既に教育部門と連携を図り、小中学校等での認知症サポーター養成講座を実施しており、引き続きの取組みとして計画本文に記載する予定である。
- 介護保険事業計画の作成にあたり、最新の市の人口推計値を用いて被保険者数及び認定者数を推計し、人口構造の変化の見通しを勘案し事業量を計画する。
- 資料6の論点⑨において、“入所・入居施設の整備のあり方”として、本市の入所・入居施設の現状を踏まえ、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の方向性についてどのように考えるか、お示ししているところ。策定委員会でのご意見を踏まえ、計画に記載する。
- 有料老人ホームの情報把握については、本市はこれまでも隣接市区へ有料に限らず、入所・入居系施設・地域密着型サービス等の整備計画についてヒアリングを行い、情報共有を行うとともに、本市の被保険者の利用者数を見込んで事業量に反映しており、第8期計画においても同様に実施する予定であるが、東京都の動向も注視していく。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- 現状送信しているデータ（介護保険レセプト等）に加え、本法改正のもとに、国より必要なデータの提供依頼を受けた際には適切に対応する。
- 本市は、健康長寿のまち武蔵野を推進していく体制の整備として、市民部保険課が行う保健事業並びに健康福祉部が行う健康増進事業及び介護予防事業を一体的に実施するため、令和2年4月に、第六期長期計画策定に伴う機構の改正を実施し、保険課を健康福祉部へ移管した。（移管にともない課名を、保険年金課へ変更）
- 高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を把握し、地域の健康課題を分析する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 本市は現計画（第7期計画）において、「介護人材の確保は、2025年に向けた最大の課題」と認識し、地域包括ケア人材育成センターを開設した他、ケアリンピックや永年従事者表彰制度等、様々な取り組みを行ってきた。
- これら取り組みを第8期計画においても継続・拡充し、さらに資質の向上や、業務効率化等の取組も検討し、策定委員会でのご意見も踏まえ、計画に記載していく。
- また、介護の仕事に従事する外国人の増加が見込まれる中、外国人の介護技術向上にあたっては言葉や文化の違いなどさまざまな課題が指摘されている。そのため、外国人介護従事者の育成支援を検討する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

- 本年度、武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、武蔵野市障害者計画・第6期障害福祉計画の策定年であるため、関連計画で見直しが必要になった場合は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする「武蔵野市第3期健康福祉総合計画・第5期地域福祉計画」も合わせて見直しを行うこととなっているため、本改正への対応については、総合計画にて検討する。